

高額医療・高額介護合算制度 申請手続きを

国民健康保険課

(TEL)6384・1337(FAX)6368・7347)か
大阪府後期高齢者医療広域連合
(TEL)4790・2031)

世帯で令和2年8月から令和3年7月の医療費と介護費の合算が自己負担限度額を超えた場合に、超過額を支給します。該当者には3月上旬に通知書を送付します。国民健康保険加入者は国民健康保険課、後期高齢者は大阪府後期高齢者医療広域連合給付課へ、同封の返信用封筒で申請書を提出してください。

福祉タクシー利用券の申請

障がい福祉室

(TEL)6384・1347(FAX)6385・1031)

令和4年度の重度障がい者福祉タクシー利用券の郵送申請を受け付けます。対象者で今年度にタクシー利用券を発行した人には、申請用紙を郵送します。2月中に申請した人には新しい利用券を3月末に郵送します。窓口での交付は4月1日(金)から。身体障がい者1・2級で視覚、肢体(上肢障がいのみは除く)、内部の障がい者(児)。重度(A)の知的障がい者(児)。1級の精神障がい者(児)。いずれも在宅の人。所得制限あり。2月28日(月)までに所定の用紙を同室へ。

年金保険料の支払いはお得な 口座振替・クレジットカードで

吹田年金事務所

(TEL)6821・2401)か
市民課国民年金担当
(TEL)6384・1209(FAX)6368・7346)

口座振替・クレジットカードで納付期前にまとまった国民年金保険料を納める前納制度を利用すると、納付額が安くなります。前納は2年分、1年分、6か月分があります。2月28日(月)までに(1)マイナンバーカードか年金手帳(2)運転免許証などの本人確認書類(3)通帳と届け出印かクレジットカードを持って、取り扱い金融機関か吹田年金事務所(片山町2)へ。

2月14日(月) 新1年生の入学説明会

保育幼稚園室

(TEL)6384・1568(FAX)6384・2105)か
入学する小学校

詳しくは2月上旬に各小学校から届く案内を確認してください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新1年生が小学校を見学する「統一見学」は中止します。上履き持参。新1年生の保護者。

開始時間	小学校名
午前9時30分	吹田第二、山田第一、西山田
午前9時40分	吹田第三
午前9時45分	吹田第六、千里第一、江坂大池、山田第二、佐竹台
午前10時	吹田南、千里第二、千里第三、千里新田、佐井寺、東佐井寺、岸部第一、岸部第二、豊津第一、豊津第二、山手、片山、山田第三、山田第五、東山田、南山田、北山田、千里丘北、高野台、津雲台、古江台、藤白台、青山台、桃山台、千里たけみ
午前10時15分	吹田第一
午前11時20分	吹田第三
午後1時30分	吹田東

住民税非課税世帯などに対する 臨時特別給付金

市臨時特別給付金コールセンター

(TEL)0570・006・180=2月1日(火)以降の
午前9時～午後5時30分。土・日曜日、
祝・休日は除く)、
福祉総務室(FAX)6368・7348)

1世帯当たり10万円を支給。申請手続きや支給時期など詳細が決まりしだい、市ホームページなどでお知らせします。(1)令和3年12月10日時点で、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯。生活保護世帯も含む。(2)(1)以外の世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の収入が減少し、住民税均等割非課税相当の収入となった世帯。

新入学学用品費の申請を

学務課

(TEL)6384・2458(FAX)6368・9908)

4月から新たに市立小学校に入学予定で経済的に就学が困難な児童の保護者に、入学準備費用を3月下旬に援助します。2月1日(火)～28日(月)に学務課と出張所で配布する所定の用紙を同課へ。郵送は消印有効。3月末まで追加受付をします。追加申請分は4月に支給します。

市税の納付は 口座振替・自動払込の利用を

納税課

(TEL)6384・1283(FAX)6368・7344)

来年度からの口座振替・自動払込を希望する人は、期限までに市内の取り扱い金融機関の窓口で手続きをしてください。通帳、届け出印、納税通知書が必要。固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)、軽自動車税=2月28日(月)まで。市・府民税(普通徴収分)=3月31日(休)まで。

子育て世帯への給付金について

子育て給付課

(TEL)6384・1470(FAX)6368・7349)

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

ひとり親世帯分、ひとり親世帯以外分ともに、まだの人は期限までに申請してください。支給額は児童1人につき5万円。(1)直近の収入が児童扶養手当の支給水準並みのひとり親世帯。(2)直近の収入が非課税水準並みの子育て世帯。事前に問い合わせのうえ、(1)2月28日(月)、(2)3月15日(火)までに必要書類を持って同課へ。

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援策として、国の給付金の支給対象外となっている児童手当(特例給付)を受給する世帯などについても、市独自で給付金を支給します。18歳以下の児童がいる世帯が対象。詳しくは市ホームページへ。



重要な手続きや
制度改正などを
お知らせするよ。

必ず
読んでね

市民サービスコーナーの開所日が 変更になります

市民課

(TEL)6384・1233(FAX)6368・7346)

	3月31日(休)まで	4月1日(金)以降
江坂	月～金曜日	月・水・金曜日
北千里	月・水・金曜日	月・金曜日
さんくす		火・木曜日
原	火・木曜日	火曜日
岸部		木曜日

開所時間は今までどおり、午前9時～午後5時です。

マイナポイント第2弾

市民課

(TEL)6318・7775(FAX)6368・7346)

(1)マイナポイントの申込期間・対象者が拡大 最大5000円分がもらえます

マイナポイントの予約・申し込みをし、選んだキャッシュレスサービスでチャージや支払いをすると、25%のポイントが還元されます。1人当たり上限5000円分のポイント。マイナンバーカードの新規取得者や第1弾に申し込みをしていないマイナンバーカードの取得者。第1弾に申し込んだ人のうち、上限までポイントの付与を受けていない人は、引き続き上限まで還元できます。

(2)健康保険証の利用登録で7500円分が もらえます

(3)公金受取口座の登録で7500円 分がもらえます

(2)(3)は開始時期未定。いずれも詳しくは、総務省ホームページへ。



マイナポイントの
ページ